（記載上の注意）
【表１】について
１　預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに作成すること。なお、「種類」には、施行令第１条に定める特定商品及び施設利用権のいずれに該当するかが明確となるように記載することとし、内書（括弧書）として施行令第１条に定める物品又は権利のうち該当する項及び号を「令第１条第○項第○号」のように記載すること。また、「細目」には、預託等取引契約において、「種類」よりも詳細に特定商品及び施設利用権の内容を特定している場合における当該内容が明らかになるように記載すること。
２　「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄には、その数量並びに特定商品及び施設利用権の種類に応じた適切な単位を内書（括弧書）として記載すること。
３　「当期増加額」及び「当期減少額」については、その増減事由を「預託等取引契約の締結による増加」、「預託等取引契約の満了による減少」又は「他資産への運用による減少」等のように脚注すること。
４　減耗が生じた場合にはその旨並びにこれによる簿価切下げ額及びその数量を、又は収益性の低下が認められた場合にはその旨及びこれによる簿価切下げ額を脚注すること。
５　特定商品及び施設利用権の保有目的に応じて、「期末残高」を時価で評価した場合には、その旨、その算定方法及びこれによる評価差額を脚注すること。
６　特定商品及び施設利用権について運用を行つていない場合には、特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとにその旨を脚注すること（この場合には【表２】の作成は不要。）。
【表２】について
１　預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権について、他の資産に運用している場合（すでに運用していた資産を、さらに別の資産に運用している場合を含む。）に記載すること。
２　「科目」の欄には、「Ⅱ　財産の状況」の「１　貸借対照表」において、預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権の運用後の資産を表示している科目（例えば、「商品」、「仕掛品」等の科目）を記載すること。
３　「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄には、その数量及び資産の種類に応じた適切な単位を内書（括弧書）として記載すること。
４　「当期増加額」及び「当期減少額」については、その増減の事由を「他資産からの運用による増加」又は「他資産への運用による減少」等のように脚注すること。
５　減耗が生じた場合にはその旨並びにこれによる簿価切下げ額及びその数量を、又は収益性の低下が認められた場合にはその旨及びこれによる簿価切下げ額を脚注すること。
６　資産の保有目的に応じて、「期末残高」を時価で評価した場合には、その旨、その算定方法及びこれによる評価差額を脚注すること。
７　運用元となつた特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに「特定商品及び施設利用権」計上時の契約価額を脚注すること。

⑵　預託等取引契約の目的となつていない特定商品及び施設利用権の明細

【表１】預託等取引契約の目的となつていない特定商品及び施設利用権の総括表

（単位：円）

種　類	細　目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	科　目
（令第１条第　項第　号）		（　）	（　）	（　）	（　）	
（令第１条第　項第　号）		（　）	（　）	（　）	（　）	
（令第１条第　項第　号）		（　）	（　）	（　）	（　）	
合　計						

【表２】科目別総括表

（単位：円）

科　目	種　類	細　目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	（令第１条第　項第　号）		（　）	（　）	（　）	（　）
	（令第１条第　項第　号）		（　）	（　）	（　）	（　）
	（令第１条第　項第　号）		（　）	（　）	（　）	（　）
合　計						

（記載上の注意）
【表１】について
１　預託等取引契約の目的となつていない特定商品及び施設利用権（すなわち、預託等取引契約の対象資産となる在庫）の種類（細目）ごとに作成すること。なお、「種類」には、施行令第１条に定める特定商品及び施設利用権のいずれに該当するかが明確となるように記載することとし、内書（括弧書）として施行令第１条に定める物品又は権利のうち該当する項及び号を「令第１条第○項第○号」のように記載すること。また、「細目」には、預託等取引契約において、「種類」よりも詳細に特定商品及び施設利用権の内容を特定している場合における当該内容が明らかになるように記載すること。
２　「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄には、その数量並びに特定商品及び施設利用権の種類に応じた適切な単位を内書（括弧書）として記載すること。
３　「当期増加額」及び「当期減少額」については、その増減事由を「当期仕入高による増加」若しくは「預託等取引契約の満了による再売買（預託者からの買取り）による増加」等、又は「預託等取引契約の締結による減少」等のように脚注すること。
４　減耗が生じた場合にはその旨並びにこれによる簿価切下げ額及びその数量を、又は収益性の低下が認められた場合にはその旨及びこれによる簿価切下げ額を脚注すること。
５　特定商品及び施設利用権の保有目的に応じて、「期末残高」を時価で評価した場合には、その旨、その算定方法及びこれによる評価差額を脚注すること。
６　「科目」の欄には、預託等取引契約の目的となつていない特定商品及び施設利用権（すなわち、預託等取引契約の対象資産となる在庫）が「Ⅱ　財産の状況」の「１　貸借対照表」において現に表示されている科目（例えば、「商品」、「仕掛品」等の科目）を記載すること。
【表２】について
１　【表１】に記載した科目の内訳を記載すること。ただし、預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権と異なる種類のものについては記載を要しない。
２　「科目」の欄には、【表１】についての（記載上の注意）６と同様の内容を記載すること。
３　「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄には、その数量及び資産の種類に応じた適切な単位を内書（括弧書）として記載すること。
４　「当期増加額」及び「当期減少額」については、その増減の事由を「当期仕入高による増加」若しくは「預託等取引契約の満了による再売買（預託者からの買取り）による増加」等、又は「預託等取引契約の締結による減少」等のように脚注すること。